

令和 8 年 6 月 25 日	
資 料 提 供	
担当課（室）	かつらぎ町 社会福祉協議会
担 当 者	地域係 横山
電話（代表）	0736-22-4311（内線）4001



7月は“社会を明るくする運動”強調月間です！

社会を明るくする運動は、犯罪や非行のない安全・安心な社会を目指す全国的な運動です。強調月間である7月に、身近なスーパー等で啓発活動を行い、地域の理解と関心を広げます。

1. 日 時 : ①令和8年7月2日（木）
9時からと17時からの2部制
②令和8年7月12日（日）
12時30分から
2. 場 所 : ①オークワかつらぎ店周辺
よってってかつらぎ店
エバグリーンかつらぎ店
②かつらぎ総合文化会館でおこなわれる
図書館フェスでの実施
3. 出席者 : 推進委員長 中阪町長
かつらぎ警察署
紀北伊都保護司会かつらぎ分会
その他 関係機関の代表等
4. 内 容 : タスキを着用し、リーフレットと啓発物品
(除菌ウェットティッシュ) を配布



見どころ・ポイント

- ・犯罪や非行の防止、また再犯防止には、地域における「居場所」や「仕事」の確保など、みなさんの理解と協力が不可欠です。
- ・町民の理解と関心を広げるため、保護司会を中心に、かつらぎ警察署や関係機関等が連携し、啓発をおこないます。
- ・保護司や関係機関の皆さんも町民です。身近な人が、身近な場所で啓発を行うことで、住民が思わず立ちどまり、運動を身近に感じてもらえるきっかけにします。